

多度津町農業委員会議事録

令和元年10月18日午前8時58分より午前9時42分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

会長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	明彦
8番委員	亀山	均則
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主事	西岡	知美

審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
- 会長 おはようございます。もう祭りもほとんど終わったというようなのですが、稲刈りも順調に進んで、被害もなく何よりだと思っています。
また、19号台風、非常に災害が多く、今までと違った台風の被害かなという時代が来ていると。雨の被害、川の被害、非常に想像以上かと。災害に遭われた地域の人たちにはお見舞い申し上げる次第でございます。また、亡くなられた方にはお悔やみ申し上げます。
そういうところで、比べると香川県非常に安定して住みやすい地域かなとは思いますが、油断はできない。またどういう時代になるかということで、行政は特に心配されておることだと思いますが、農業委員とか最適化推進委員は準公務員ということに位置づけられていますが、ともに地域で考えていかなければいけないことたくさんあるかなと思つるところでございます。
そういう中、委員の皆様方には何かとご多用の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。早速でございますが、開会いたしたいと思っております。よろしくご審議いただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございます。
- 事務局長 ありがとうございます。
次に、本日の農業委員会定例会の出欠状況ですが、出席委員は14名中13名ですので、多度津町農業委員会規則第6条の規定による過半数に達していますので、本会は成立していることをご報告いたします。
続きまして、議長の選出ですが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、秋山会長にお願いしたいと思います。よろしくお祈いします。
- 議長 まず、議事録署名委員の選出のほうでございますが、6番の塩入委員さん、お願いします。塩入委員さんと亀山委員さん、2名お願いいたします。
それから、昨日の小委員会の報告のほうを、大谷委員さん、よろしくお祈いします。
- 9番委員 それでは、昨日の小委員会の報告をさせていただきます。
昨日は大島、土田副会長さん、それから事務局のほうから亀山さん、吉田さん、委員会のほうからは大西さんと私、合計6名で現地調査を含

めて小委員会を行ないました。

現地調査のほうですが、議案の第2号 農地法第5条の規定による許可申請というところで、4件が出ております。これについて現地調査を行いました。その結果なんですが、いずれも持ち主が使用貸借という形で、お孫さんであったり息子さんであったり、子供に対する分家住宅というところで、特段の問題はなかったように思います。後はいつもどおりの議案でございますので、よろしくすみませんが、詳しいことは事務局のほうからまた説明があらうかと思っておりますので、審議のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、全て機構を通して貸借予定です。

以上です。

議長

議案第1号は報告案件ということで、ご理解いただきたいと思っております。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番から4番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっておりますので、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年12月5日、工事完了が令和2年11月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、建築費等で2,600万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議に該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではあります

が、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年12月1日、工事完了が令和2年8月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費、造成費等で合計3,300万円となっております、資金証明書を添付しております。

また、申請地につきまして説明いたします。

当初、394番というものがありまして、面積が1,275平米。分筆後、申請地の394番6は348平米、残地部分の394番1は927平米となっており、引き続き●●●●●さんが営農いたします。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年12月10日、工事完了は令和2年5月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費、造成費等で合計5,800万円となっております、資金証明書を添付しております。

また、申請地につきまして説明いたします。

こちら当初、468番1がありまして、面積が786平米。その後分筆し、申請地の468番3は333平米、残地部分の468番1は492平米となっており、引き続き●●●●●さんが営農いたします。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年12月1日、工事

完了が令和2年5月31日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で2,800万円となっており、資金証明書を添付しております。

また、同じく申請地につきまして説明いたします。

こちら当初、210番は783平米の面積になっておりまして、その後分筆し、申請地の210番1は499平米、残地部分の210番2は288平米となっており、引き続き●●●●さんが営農いたします。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上4件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

議案第2号、事務局より説明ございましたが、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。全部分家、使用貸借、大谷さん言われてる分家で使用貸借でございます。わかりやすい案件ですけど、ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号のほうを承認いたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局

では、議案第3号をごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。全部で24件、3万4,561.55平米の申請があり、全て使用貸借権での設定になります。内訳としては、更新が12件、1万6,091.55平米、新規が12件、1万8,470平米になります。

以上、24件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

補足といたしまして、議案書の5ページ16番から6ページ24番に

については、次の議案第4号の農用地利用配分計画に関連しております。
以上です。

議長 議案第3号、皆さんのほうから何かご意見等ございましたらお願いします。
特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしという声でございますので、議案第3号を承認いたします。

(●●委員着席)

議長 続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
事務局 を議題いたします。

議案第4号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっております。農業委員会において意見聴取することになっています。香川県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。

補足といたしまして、以前は農地機構を通しての貸借は通年でしか借り受けることができませんでしたが、法の改正により11月1日から貸し付けを設定されるものから農地機構が期間借地で借りることができるようになりました。なので、今回番号1番から6番の宮本 謙巖さんから中野 光義さんに貸す農地については麦作のみ期間借地での設定となっております。

また、農業委員会の承認を得ますと、10月23日より公告縦覧となります。

議長 以上です。

皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらお願いします。
特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

議案の予定は以上ということで、報告案件として事務局よりその他、よろしくをお願いします。

- 事務局長 事務局より5点ご報告させていただきます。
- 1点目は相続届について、2点目は農用地利用集積計画一括方式について、3点目は農業委員農地利用最適化推進委員研修会について、4点目が野焼きについて、5点目は農業委員会の日帰り研修についてです。
- 【その他5点について事務局より説明】
- 事務局長 それから引き続き、来月の予定についてご報告いたします。
- 11月の小委員会は19日火曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは10番の三野委員さん、推進委員さんは4番山地委員さんをお願いしたいと思います。
- 定例会は、翌日20日水曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員さんは9番の大谷委員さん、10番の三野委員さん、11番の横關委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。
- 事務局からは以上になります。
- 議長 研修の出欠は11月にとるんやな。両方研修やな。
- 以上で予定していた議事日程は以上でございますが、全体を通しまして皆さんのほうから何かございましたら。
- はい、どうぞ。
- 8番委員 報告の中で、ちょっと微妙な話になるかわからないけど、野焼きについての注意事項っていうのがあったんですが、何かホームページか、どこに周知があるんでしょうか。難しく言う人は野焼きしたらいかんのわかつとるやろうという人もおるし、慣例的に農村地域では雑草とかそういう農業に係るようなものはいいんだというふうに僕ら理解しとったんですけども、中には時勢的には、年代の相違なんかがあって難しいところも起こることがあるもんですから、ちょっと勉強したいなと思ひまして。何か、どっかのホームページか何かでこの辺の話は出てきたということやったんですかね。
- 事務局 今回、町のホームページです。
- 事務局長 多度津町のそれぞれ各課のメールのアドレスがありまして、昨日届いたメールっていうのが産業課に直通しているメールのアドレスに届きました。
- 8番委員 それはどこから。
- 事務局長 一般の住民の方から。
- 推2番委員 苦情やな、早よ言うたら。
- 8番委員 苦情ということですか。
- 事務局長 電話とか文書で来るかわりに、最近ですから、メールで直接意見とか

質問とかが来るのが時々あるんですけども、産業課のメールアドレスに住民の方からメールをいただいたということです。

8 番委員 それは、まあ今ときですから稲わら焼いたりもみ殻焼いたりするのに、ちょっと煙が来るじゃないかと、そういうクレームの一環というふう
に考えていいんですか。

事務局長 イメージほど物すごく反感持つととか、そんなんじゃないかって、むしろ今回いただいた方は野焼きについては理解していただいとる、虫を駆除したりとかするのに必要なことやとということで、それは理解しとるんですけども、ただやっていただく例えば時間帯であったりとか風向きについてちょっと配慮いただけんでしょうかというやんわりとした苦言ですよね。比較的、本当に野焼きの必要性については理解いただいとる方かなというように思います。

8 番委員 そういうこと。わかりました。

議長 ちょいちょいあるんよ。

6 番委員 済みません、そういう方、氏名は公表しとん。

事務局長 お名前いただいています。

6 番委員 ちゃんと入るとるわけやな、どこどこの誰というのは。そのメールの内容というの
は公表はせんわな。

推 2 番委員 その人にはまた返事出すわけ。

事務局長 はい、回答必要ということやったので、こちらでできる対応もしましたし回答も
しました。

推 7 番委員 地区でいうたらどの辺になるんです。

事務局長 道福寺です。

6 番委員 風向き考えてしてたら、間に合わんようになるやろ、その辺があるからのう。

8 番委員 街のそばの農地もあるし。

1 2 番委員 環境課のほうでもそれが話題になるときもあるんやろ。

事務局 両方あります。

1 2 番委員 前それこそ草燃やしよって環境課が見に来て、どしたんやって、いや電話が
入ったからというて見に来たと。

推 2 番委員 そんなんしょっちゅうありますよね。僕もやられましたわ。

1 2 番委員 草燃やしたときに、そんなんがあるけど。

議長 もう若い子が言うんよ、暇なんが。暇なというたら怒られるけど。

1 2 番委員 風向きによったらちょうど家のほうへ行く。大分離れとると思うたつて、
やっぱり風が吹いてきたら。

職務代理者(3番) 携帯電話持つとるきに、すぐに。

- 1 2 番委員 消防車が来るときもあるけど。
議長 大体が亀山さん、そういうような時代になっとんじゃ、大分前から。
推3 番委員 法律で言うたらオーケーなんよな。
産業廃棄物処理法の中では野焼きとか神社仏閣の例えばどんと焼きみたいなあんなものは、法律の中ではオーケーなん。だから、さっきあつたように注意はしながら、風向きとかとかというのは注意はしてやってくださいよという話で。
- 8 番委員 僕が前調べたんでは、とにかくだめで、農業で農振地区のような従来から農業ばかりのところは雑草焼いたり農業にかかわる稲わらとか麦わらを焼くのは黙認というような、そんなような。
- 推3 番委員 いや、間違い。法律はオーケーなんです。
議長 大西君、もう一つ突っ込んで。法には触れないというところ、具体的にどういふもん焼きよつたら大丈夫という。
- 推3 番委員 いや、今言うような、具体的に言うたら例えば麦をまくために稲わらを燃やすとか、今度は逆に麦を刈った後燃やすとか、草を刈った分を燃やすとか。
- 議長 要は、田んぼでつくった分は、田んぼでできた分を焼却するのは構わんという。
- 推3 番委員 ただ、同じごみという言い方されるんやけど、それはごみという扱いではなく、家庭ごみ、ああいうのを燃やしたら今はだめになつとるけど、それとは違くて、いわゆる第1産業の廃棄物処理としての方法としてそれは認められる、さっき言うた神社仏閣の行事。
- 8 番委員 それ、廃掃法の中には書かれてないでしょ。
推3 番委員 いや、書いております。
- 1 1 番委員 だから、特例として香川県条例で麦の麦わら焼却は認められているんですよ。認められているんだけど、今の現状からいって近隣に被害をこうむる場合はだめだと。今正直言って四、五年前から丸亀でえらいもめてるんですよ。
- 議長 何被害。
1 1 番委員 麦わら焼くでしょう。
推3 番委員 要は、さっき説明があつたように、風のとくにそういうちゃんとしたマナーを守ってくれという。
- 議長 いやいや、何被害と言うたん。
1 1 番委員 はっきり言って、結局近隣の人がおいと煙でほこりが舞うじゃないですか。今一番問題になっているのは、もみがらの焼却なんですよ、もみがら焼く。これはどこが言うてくるかと、保健所が言うてくるんです

よ。

議長

いかんの。

1 1 番委員

保健所がだめだって言うてくるんですよ。

議長

もみがらはいかんの。

1 1 番委員

いかんのですよ。

推2 番委員

においはきついわな。

1 1 番委員

我々は、これちょっと時代の流れがね、結局農業者が今は正直言って減ってますよね、従事者が。それより農業以外の人の意見を行政としては取り入れるわけですよ、はっきり言ったら、さっきのメールの話じゃないですけど。そこらを優先して、一番問題になったのはもう10年ぐらい前、綾川地区でもみがらを焼いていて、正直言って保健所がやってきました、家とか被服ににおいがつくっていうことで。ほんで、3年ぐらい前、丸亀の金倉地区で麦わらを焼いていて、ゆめタウンの近くなんですけど、近隣の火災報知機が鳴るとか、煙でね。そういうので苦情が出て困ったのは市役所ですよ。

議長

そうやんな。

1 1 番委員

麦はつくってほしいけど、ほかの、まあ多度津もそうなんですよ。産業課と消防課と環境課とは意見が違うでしょう。そこをだからうまく我々はやりとりしながら農業をやっていかないといかん。

それと一つ、野焼きというのと我々農業に従事している人間が農業を生産するために焼却じゃなくって生産に関することに対しての、昔でいう野焼きじゃなくって、昔はそういうことが当たり前に行われてきたんだけど、結局それは環境に対してよくないってことを言われているんですよ。その発端が今全国的に、新潟の県条例でもう焼くのはだめですというて決まっています。だから、その地域地域、地区地区、県によって、また市町村によって違うと。

正直言いまして、ここらじゃ余りないんですけど、九州あたりでも野焼きってありますよね。あれもどうかなって意見も出てます、はっきり言って。だから、次の畑作じゃないけど次の農業を再生する材料にどうしても必要だっということ是一般国民、農家さん以外の国民に理解をもらえるってということ、そこらを我々は努力して話をしているんですけど、なかなかそこらは合意をもらえん。特に多度津なんか混住地ですよ。恐らくこれからやっぱり、稲わらを焼くにしてもこれらは当たり前前って今までやってきたんだけど、それがもう当たり前でできなくなっているっていうのが今の現状ですよ。ということは、逆に言っちゃうと農業者の意見が通りにくくなっている。今まで慣行でやってきたこと

が通らなくなってきた。この慣行っていうのは、ご存じのとおり、法律よりも前の問題ですからね。だから、それを優先するのも本当なんだけど、やっぱり今は少数意見のほうが、住民意見の多数意見のほうが通るような時代ですから、まあ正直言って理解を求めていく説明するしかないかなと思いますよ。非常に農業やりづらくなってきましたよ。

議長 ありがとうございます。

1 2 番委員 野焼きだけじゃなしに騒音まで言われる。

議長 騒音、音。

1 2 番委員 草刈りしよったら。朝、アパートのそばで草刈りしよったら、子供らが寝よるからやめてくれというて言われる。

1 1 番委員 だから、私もそれで結局草刈りはもう電動式に変えました。バッテリー式に変えました。あのエンジン音うるさい。

1 2 番委員 そない言われたら、なにもできんで。そりゃトラクター使いよったつて、夜勤でうちの息子寝よるから、せんとってくれって。そんなことまでわからへんがな、こっちは。

議長 ああ、そうか。言うてくるんか。

1 2 番委員 代かきでも朝の6時ぐらいからしよったら、一回パトカー来た、うちのほう。どうしたんなって言うたら、いや、苦情が入ったきに。誰が言うたんなって言うたら、それは言えんって、絶対言うてくれん。

議長 ほんなん、もう言われたらいかなしょうがないんや。

1 2 番委員 パトカーは、言われたきにこないかんって。こっちにはそんなには言わんけどな、気いつけてくれなって言うぐらい。

8 番委員 住んどる人の言い分としては、そりゃ言うのはどうぞやけど、農業する人の立場からいえば、農業に伴って出る煙であり音であり、それは出てしかるべき権利だと思うんのですよね。

1 2 番委員 そんなのは言うたって通用せんねん。昔から田んぼしよる、あなたが田んぼのところへ、横へ来て家を建てたというのを言うたって通用せんがな。

職務代理者(3番) それはもう通らんのよ。後から来たのに理屈言うなというたら、返って怒られた。後から来て何言よんなって。

8 番委員 住宅の地域の中にある農地なら、そりゃしょうがないかもわからんけど、農業振興地域の中で農業主体の地域だったらそういう声が出てもいいんじゃないかなとは思わんのですけども、発信しなければもう当然言いたい放題のほうが勝ってくるというふうになっていくんやと思わんのですけどね。

議長 非常にそういう時代だということ認識しながらやっていかないかん

ということですか。

野焼き以外の何かございますか。皆さんのほうから全体を通して、ほかに何かございましたらご発言いただきたいと思います。特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なければ、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。